千葉市告示第１５８号

道路の供用の開始

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和８年２月２５日から２週間一般の縦覧に供します。

令和８年２月２５日

千葉市長　神　谷　俊　一

路　線　名	供　用　開　始　区　間	供用開始期日
市道 南生実町８８号線	中央区生実町2113番4から 中央区生実町2115番13まで	令和８年２月２５日